

厚岸町議会 平成20年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成20年 6 月19日

午後 3 時23分開会

- 高橋委員 ただいまより平成20年度各会計補正予算審査特別委員会を開会します。

本日は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が委員長が互選されるまで、委員長の職務を行います。

これより本委員会の委員長の互選についてお諮りいたします。

12番。

- 岩谷委員 年長委員の指名において決していただきたいと思います。

- 高橋委員 ただいま年長委員指名の声がありましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 高橋委員 ご異議なしと認めます。

それでは、私から委員長には竹田委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 高橋委員 ご異議なしと認めます。

よって、委員長には竹田委員が互選されました。

委員会を休憩いたします。

午後 3 時24分休憩

午後 3 時25分再開

- 委員長（竹田委員） 委員会を再開します。

これより副委員長の互選についてお諮りいたします。

12番、岩谷委員。

- 岩谷委員 委員長の指名において決していただきたいと思います。

- 委員長（竹田委員） ただいま委員長指名の声がありますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（竹田委員） ご異議なしと認めます。

それでは、委員長において副委員長には中屋委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（竹田委員） ご異議なしと認めます。

よって、副委員長には中屋委員が互選されました。

それでは、早々審査を進めてまいります。

- 委員長（竹田委員） 初めに、議案第61号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正4ページ、事項別明細書をお開き願います。

5ページ、歳入から進めます。進め方は、款項目により進めます。

11款1項地方交付税、1目地方交付税。

13番、室崎委員。

- 室崎委員 今回、地方交付税で2,200万ほど減額になっているんです。それで、地方交付税、普通地方交付税も特別地方交付税もそうでしょうけれども、最終的にははっきりわかるのは3月だというふうに聞いていますが、今の段階でこの二千何百万、決して少ない額ではないと思うんですが、これが3月で一応見込まれた数字がこういうふうに変わった、その理由を教えてください。

- 委員長（竹田委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

3月で変わったということですが。

- 室崎委員 3月でやったものがここで変わったということ。

- 税財政課長（佐藤課長） 失礼しました。

3月の第1回定例会で31億4,900万、これは特別交付税も入っておりますが、その額のうちの普通交付税の2,225万5,000円が減額になった理由でございますが、21款諸収入の雑入でございます産炭地域の旧取り崩し金が歳入の決定がなされたことから、これらを充当した結果、一般財源として、いわゆる歳入の押し出しがかかったということによりまして、調整的に交付税でまずは減額をします。

この理由は、既に5月31日を経過し、19年度の予算がある程度固まっております。

ただし、確定してございません。それで、繰越金がまだ確定的な数字をお示しできませんので、本来であればここで繰越金として計上し、それをもって調整をすべきところですが、繰越金につきましても当初予算、ご存じのとおり2,200万はございません。したがって、調整的に一般財源である地方交付税で調整したところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（竹田委員） 13番。

●室崎委員 要する、歳入というのは最低このくらいは間違いなく入るだろうという数字を出しますよね。ですから、産炭地域振興資金を取り崩してここで使ったから、地方交付税がこの後下がってしまうんだというふうに考えないで、要するに数字の調整を行ったというふうに解釈しておけばよろしいんですね。

●委員長（竹田委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 委員おっしゃるとおりでございます。

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） では、18款1項寄附金、1目一般寄附金。

21款諸収入、6項3目雑入、ございませんか。

以上で歳入を終わります。

続いて、歳出に入ります。

7ページをお開きください。

7ページ、3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉費。

2項児童福祉費、4目児童福祉施設費。

9ページ、4款衛生費、2項環境政策費、4目ごみ処理費。

10番、谷口委員。

●谷口委員 今回、この改修、補修をしなければならない汚水処理施設なんですが、どんな具合なんですか、これは。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

本施設は、最終処分場内から排出する前に、水をきれいにする施設でございますが、平成6年度より稼働しております。その構造であります、いわゆる処理施設内に回転円盤というのがありまして、これは大体直径2.5メートルのものです。これが薄い回転円

盤になっているんですが、これが中心の心棒がありまして、ここに122枚の盤がついています。それが汚水の中で約4割ぐらい水の中につかった中で、回転しながら生物処理をしていくと。1回転が大体30秒ぐらいの回転をいたします。

ただ、この施設は汚水を処理する過程において、その回転円盤の間に石灰質分の固いものがどんどん付着していくということで、だんだん心棒の回転軸に加重がだんだんかかってくるという構造上の何というんですか、想定内の現象が起きます。

それで、ある加重がかかった段階で、その付着したものを取り除かなければ、心棒自体が加重に耐えられなくて折れてしまうという状況が起きる前に、そのついたものを取り除く作業をしなければならないということでもあります。これは当初の設計段階から想定される作業でして、いわゆるそれを天井からつり下げる心棒がございます。そこでつり上げて、1回外に搬出して分解して、一つ一つ丁寧に取除いていって、またもとに戻すという作業をして復元させる。要は、分解保守的な内容の工事でございます。

簡単にいうと、そういうことでございますが、これがもし加重的に折れてしまった場合は、復旧までに1カ月以上かかります。それから、金額的にも3,000万円以上かかるというものですので、17年度の段階で最終処分場の建設をした段階で、その加重がどのくらいかかっているかという計算をしたところ、あと2年以内には設計上の加重に達してしまうということがわかりましたので、今回その補修の内容について行うために予算計上させていただく内容でございます。

●委員長（竹田委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、これは今回、この補修工事をやっている間、この期間はどのくらいかかるのか。

それと、これがとまっても一定の期間は支障がないのかどうか、お伺いをしたいと。

それと、ちょっと委員長、申しわけないんですが、議題から外れて申しわけないんですが、この間、中川議員が一般質問のシカの問題やっておりましたけれども、シカの異常繁殖というか、これについてはやはり対策を研究して何かとらないと、もうまずい時期にきているのではないかなというふうに私思うんですよ。

それで市街地、特に湖南の市街地のシカは非常に異常ではないのかなと。私、下水道の処理場のほうに行ってみてびっくりしたんですけれども、今まで見たことがない数のシカが日中であるにもかかわらず、群れているんですよ。そうであれば、やはりきちんとした、シカは自然の動物でありますけれども、棲み分けというか、これもきちんとしていかないと、事故が発生してからではまずいのではないかなというふうに思うんですが、その辺、近隣町村も含まれると思いますけれども、その対策についてちょっと今後どういうふうに考えているか説明をお願いしたいと。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 今回の汚水処理施設の補修の期間でございますが、おおむ

ね3週間から4週間くらいの間で、1回外に搬出いたしますから、あとは天候次第ということになります。

その時期は、できるだけ降雨の少ない時期を選んで行うということであります。その間の汚水処理については、その生物処理ができませんので、外には汚水を流さないと。しからば、どうするかといいますと、現在、大きな調整池がありますので、この調整池にためておくということで対応はできるというふうに考えてございます。

シカの点のご質問ですが、突然のご質問ですが、近隣町村との連携をとってということですが、シカ対策につきましては北海道が全体的な駆除頭数の目標を持って、あとは各市町村に有害駆除の割り当てを行った中で対策を講じています。ですから、全体の駆除計画については北海道が持っているということで、その中で各市町村が連携をとって行うということになってございます。

今年度におきましては、厚岸町は400頭、有害駆除を現在進行中でございます。この時期は10月の15日から一般狩猟が始まりますが、それまでの間、厚岸町では400頭を地元の猟友会の登録したハンターのみで行うという予定になってございます。

あとは、一般狩猟の中で、これは北海道のほうの許可を受けたさまざまなハンターの方がそれぞれの地域に入っていくわけですが、厚岸町においても相当の数が捕獲されているという報告を受けています。北海道のほうでは、まだ昨年、それから一昨年の部分もまだ未集計であります、その前のデータでは1,000頭近く、初冬から春にかけての期間において、厚岸町内において捕獲されているということでございます。

委員がご心配されるのは、厚岸町だけとっても、ほかとの関係があるから、移動するということも想定されてのご質問だと思いますが、ほかの町においても同じように駆除を行っているということでございます。町の中のシカ対策につきましては、私も有明方面のシカが道路から見える状況にあるときを見たことがございます。だんだん市街地のほうに近づいてくると、銃の使用は一般的にはもうできないわけでありまして、一般狩猟のときには、その時期では当然発砲できません。

ですから、先日の一般質問の中でもありましたが、やはり信頼できる地元の猟友会の協力をいただいて、それから厚岸警察署の安全確認の上で、限定的に有害駆除を行っていきたいということで、現在その時期、それから場所など、それから従事していただけるハンターの調整などなどを詰めさせていただいて、まずはできる銃による駆除を試みたいということでございます。なかなか壊滅させるのはよくないとは思いますが、少しでも減らす努力は続けていかなければならないというふうに思っているところでございます。

●委員長（竹田委員） 2番、堀委員。

●堀委員 今、この650万ですね、要はメンテナンスというふうに考えればいいのかなと思うんですけども、そうするとまた何年か後には、またこれだけの金額がかかってしまうのかなというふうに思うんですけども、そうすると何年ごとにこの650万なりのものがかかるのかというものを教えていただきたいと思います。

また、このメンテナンスは設置した会社がやるのか、それとも例えば町内の機械屋さ

んがやるのかという、その発注方法についてお伺いしたいと思います。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 本施設は、平成6年から稼働しております。それで、本年は平成20年ですから、14年を経過した段階で1回目のこういった対応をするということですから、次の対応時期についても、十四、五年後ということになろうかなというふうに考えてございます。

それから、行える業者ですが、これは実は施工をした業者ですね、ここでこの処理システムの特許を持っています。ですから、持っている業者でなければ、この対応はできないという状況にありますので、おのずと対応する会社は限られるという状況にございます。

●委員長（竹田委員） 2番、堀委員。

●堀委員 最初の説明のときに、大型円盤の付着した石灰質を取るとかという、そのくらいのことであれば、通常の維持管理を自分方がやる部分についてというふうに考えたときには、特許云々で施工会社というものを考えなくてもいいのかなと。システムのものを動かすとなると、やはり当然特許とかとなると思うんですけども、大型円盤に付着している、要は不純物ですね、それを取り除くとかというメンテナンス作業まで、設置会社、製作会社のほうに発注しなければならないのはいかがなものなのかなと。もう少し地元の業者なりにも見せた中で、地元のほうでもう少し安く、当然安くできればいいですし、そういうようなものを検討してみる価値というものはあると思うんですけども、どうでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） この施設につきましては、1回そこから搬出して外に出す。実は、その外に出すために壁を取り除く工事がございます。回転円盤自体は非常に薄いものでして、その作業については慎重を期すということが、まず1点ございます。

それから、その回転円盤を外に搬出して、きれいにして戻した後に、実はただ回転させただけでは、この施設は正常な稼働にはなりません。戻した後に、きちんと生物槽がそこにまたできて、きちんとした汚水処理ができる確認までする必要があります。ということは、おのずとそれに対応した会社が入らなければ、きちんとした汚水処理の工程まで持っていくことができないということで、逆にいうとほかの会社はこの部分については対応することが非常に難しいというふうに、ほかの会社でも言われておりますので、ご了承願いたいと思います。

●委員長（竹田委員） 2番、堀委員。

- 堀委員　そうすると、既に他のこういう汚水処理メーカー、要は大手のメーカーのほうには確認したと言っているんですけども、例えば地元のそういったところに確認をしているのか、また生物処理の立ち上げといった中で、当然浄化槽なりの生物処理というようなものとか、汚泥処理と同じように清掃社なりでも、そういったものの地元でいえば、そういうようなものに携わっているところというのも当然あると思うので、そういったところにも照会というものをしたんでしょうか。

やはりできるだけ地元の活用というものを考えて、既に14年も経過しているものに対してまでも、設置メーカーのほうに頼まなければならない、それだけ回転円盤が精密なものだということであれば、例えば船のペラとかにしても、当然キャビテーションを起こさないように精密な調整というものも必要だとかというような、そういう話にもなるので、そういうような技術というのはどうにでもなると思うんですよ。

まずは、できるだけ地元のほうにも照会してみた中で、まず物を見てもらった中でやるという努力を私はしてもらいたいと思うんですけども、再度になりますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

- 委員長（竹田委員）　環境政策課長。

- 環境政策課長（小島課長）　ご質問者おっしゃられるように、私もできるものなら地元でということで、実はこの案件につきましては平成19年度の予算の内部協議のときに、既にこういう問題があるということで、内部的には提起させていただいておりましたが、その中で地元で対応できないのかということは当然協議の中で出されました。

そこで、私も実はこの施設の処理業務を委託しているのが地元の会社でございます。浄化槽法上の許可、それから資格を持っているスタッフもそろっております。そういった中でできないのかということは、申し上げてございます。どうやったら対応できるだろうかということも、工法的にも簡単にできないのかということも、現場でも確認させていただきながら協議を重ねてまいりましたが、どうしてもこれは難し過ぎると、対応できないということでございまして、今回の提案に至ったということでございますので、ご理解願いたいと存じます。

- 委員長（竹田委員）　10ページ、お開きください。

6 款 1 項 商工費、3 目 食文化振興費、ございませんか。

13 番、室崎委員。

- 室崎委員　食文化振興費でお聞きするんですが、昨日、味覚ターミナルの経営の報告が出ていまして、そのときにる町長が説明をしてくださいました。そのときの多くの方が質問なさったんですが、何年も続けての赤字になっていくということに対する危機、それもよくわかりますし、それからその赤字を少しでも減らして黒字に持っていこうとする担当者、社長である町長を初めとする担当者の努力、これもよくわかります。

その上で、1 点ちょっと聞き漏らしてしまったところがあるので、補足的にお聞きしますので、お許しをいただきたい。

それは、町長が経営の話をなさったときに、相乗効果という言葉は何回もおっしゃっていました。相乗効果がないと、なかなかうまくないんだ、相乗効果が必要なんだというような言い方をなさっていたんですが、ここでいう相乗効果というのは何を考えているのか、いわば胸の内といいますか、それをお聞かせいただきたい。

すなわち、厚岸町で何か別の施設をつくって、相乗効果を上げていこうというような何か計画があるのか。それとも、何かほかのところのやるものとの相乗効果というような、いわば他力本願のようなことで言っているのか、そのあたりについてご説明をいただきたい。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 味覚ターミナル、コンキリエの関係での施設整備の关系到絡めてのお話であります。相乗効果いろいろあるかと思います。より魅力あるコンキリエをつくって、さらにお客をふやしていくという最善の努力、それともう一つは、コンキリエ以外の中でコンキリエと連携しながらお客を呼ぶという方法もあろうかと思います。それぞれの中で、先般も答弁いたしましたけれども、現行のままでは赤字解消の最善の努力はいたしますが、残念なことに大変厳しいものがある。しかれば、どうしたらいいのかという考えに基づいて、私が答弁をいたしております。ここで、しかればどういう考えがあるのかという明確なものについては、正式な場所でありますので、噂としてはこうといういろいろなことはありますが、この場所ではまだ決定もしていませんし、また確固たる、これでやるべきだというものもございませんので、ただ考え方を申し上げたという程度でご理解いただければと思っております。

●委員長（竹田委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。

何か打ち出の小づちのようなものがあって、具体的な何かが出てくるのかなと思ってお聞きしたんだけど、やはりきのう話したような範囲の中で、なお努力してどのようにしていきたいと、いわばその意味においては抽象的だと。

ただ、いろいろと腹案はあるんだけど、まだここでもっていきなり出すわけにはいかないから、もうちょっと待ってくれというのであると、これは期待して待っていますので、ぜひひとつまた私たちに、ああなるほどなというものをしかるべき時期に見せていただきたい。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） そのとおりでございますので、特にコンキリエは第三セクターでございますので、町はもちろんです。取締役会等もございます。いろいろな関係等も公にしながら、協議を重ねてまいりたいと、そのように思いますので、よろしくお願い申し上げます。

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

2番、堀委員。

●堀委員 この味覚ターミナルの改修、補修、先ほど提案理由の説明でもあったんですけども、もう少し詳しく、この改修、補修をするということに至った状況ですね、施設の状況というものがどうで、それをどうしたいというものをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

この工事請負の事業の中身でございますけれども、4項目ございます。

1つは、温風暖房機の整備工事、これは炙屋の温風暖房機でございますけれども、これが昨年までに13年経過をいたしまして、もう既に14年目に入っているわけですが、こういった経過の中で故障が頻発してきているという現状がございます。昨年の9月に全体的な点検を行った結果、全体的には非常に老朽化がしているということでございます。部品の劣化ということで、緊急を要するものについては取りかえたり、何かというような形で対応してきたわけですが、全体で8基あるうちの3基がダウンしているという状況でございます。残りの5基のうち、たしか2基については遠隔、自動運転ができない。つまり、手動でやるという状態で今運転しているという状況でございます。これはやはりもう全体的に取りかえ工事をしなければもたないというようなことがありまして、これを改修するということでございます。この事業費が709万円でございます。

もう一つは、レストラン内部の改装整備工事97万円でございますけれども、これは内壁のクロスですが、これがやはり経年の中でも非常に破れてくると、はがれているというような状態に相なってございます。このクロスの張り替えを行いたいということでございます。

それから、屋外の誘導標示の整備工事19万円でございますけれども、これは外側の玄関と、それから駐車界の間、横断歩道的な標示をいたしたいということでございます。これは利用者の安全確保という意味から、こういった横断歩道の標示をいたしたいというのが1つでございます。

それと、もう一つでございますけれども、展示販売コーナーにございます冷凍冷蔵庫でございますけれども、これの屋外のほうに据えつけてございます冷凍の機械でございますけれども、これがダウンしてしまったと、今年度に入りましてから完全にストップしてしまったという状況がございまして、これを取りかえ工事ということで182万4,000円でございます。これが工事の整備の内容でございます。

なお、先に申しました温風暖房機、それからレストラン内部の改装、それから屋外誘導標示、これにつきましては今回の予算計上ということで出させていただいておりますけれども、第9次の総合計画の第9次の実施計画、こちらのほうには計上をさせていた

だいて、この産炭の事業の採択を待って、この6月に計上させていただいたという内容でございます。

●委員長（竹田委員） 2番、堀委員。

●堀委員 そうすると、今聞いた中ではどれも欠けても、特に炙屋なんかの温風暖房機というものに関しては、直接経営的にももし壊れてしまえば、当然閉鎖云々ということにもなるので、そのための手当てとして必要だと。あと冷凍庫にしてもそうですね、クロスの変更は自分たちでどうなのかなというふうには思うんですけども、やはり私どもが考えるのは19年度の赤字決算、そして20年度の赤字予算というものを見せられた中で、そういった中で出される改修、補修というものが妥当なものなのかというのが、やはり一番考えるところでありまして、一番いいのはこういうものを行うことによって経営がどれだけ上向くとかというようなものを出していただければ、私どもとしてもより出された経営状況報告についても納得しやすいんですけども、なかなかそういうものが出てきていないといった中では、ちょっと決算や予算についても首をかしげるところが多いんですけども、今後、今第9次の3カ年で出ているといった中で、それ以外のものでも味覚ターミナルの経営的な営業アップというものを考えたときの投資というものを現段階で考えているのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

施設ができたのが平成5年、平成6年の工事で施設完了してございます。そういった中で14年目に入っているという中では、いろいろ機械施設等も補修が必要になってきているという時期になってございます。そういった中では、やはり今の事業を続けていくというためには、当然こういうメンテナンス関係の補修関係も進めていかなければならないということでございまして、これからもそういう設備の状況、こういったものを判断しながら、これらの整備関係について判断していかなければならないなど、このように考えてございます。

ご質問の中で、新しい設備投資での誘客云々という部分を今考えているのかということでございますけれども、現在の段階ではそういった新たな事業展開のための設備投資という部分についての計画はございません。そのような内容になってございます。

●委員長（竹田委員） 2番、堀委員。

●堀委員 そうすると、コンキリエの経営的なものというものを考えたときには、大きなジャンプアップというものは今後も望めないと、よほど外的な要因が好転しない限り、この道東のほうに外国人が大挙して押し寄せるとかですね、そういうような一大ブームでも起こらない限りは、なかなか経営的な向上というのは見込めないというふうに考えていいということですよ。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 経営戦略の中には、そういったお客様のニーズに合った受け入れ体制を整えていく、それは設備であるのか、ソフト面であるのかというような部分はあると思いますけれども、そういった部分は大事だというようなとらえ方はしてございます。これらにつきましては、そういった流れ等々を把握しながら、当然会社の運営におきましても、そういったニーズを取り入れながら事業展開をしていかなければならない、大切なことだというふうに私も理解してございますし、その辺につきましては会社のほうともいろいろ協議しながら、誘客に向けた手を尽くしてまいりたいと、このように考えてございます。

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、13ページ。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費。

4項都市計画費、3目下水道費。

6項住宅費、2目住宅管理費、ございませんか。

15ページ、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費。

13番、室崎委員。

●室崎委員 委員長、ちょっと教育総務費全体に広がってくるかもしれませんので、ちょっと広がる場所はお許してください。

事は、児童・生徒の安全の問題でございます。3月の議会でも、私ちょっと触れたんですが、自転車走行の問題でございます。教育委員会として、全町的にこの問題に取り組んでいくという話もございました。

6月から施行されました道路交通法が、条文はそんなに大きく変わっていないんですが、今まで条文と全く離れた指導がされていたものですから、これが条文に沿うようになったので、実際に自転車走行に関する指導は相当大きく変わると思うんですが、それについてどのように今進んできているのか。

当然、6月1日からはっきりとこれしてきますから。それで、各学校においては、新学期からいろいろな指導をしているんだろうと思うんですが、ありていに申し上げますと、私の家の前も通学路なんですが、何か変わったのかなというのが印象でございますので、そのあたりを含めてお答えをいただきたい。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 道路交通法の改正に伴う児童・生徒への指導についてのご

質問であります、今回の道路改正法につきましては平成19年6月14日に道路交通法の一部を改正する法律が成立されまして、1年の間に施行をするという内容でありましたが、6月1日で道路交通法のそれらの施行が行われました。これに伴いまして、これまで私どものほうが厚岸警察署の地域交通課長に伺っておりますので、その内容について若干お話をさせていただきたいと思います。

小・中学生の自転車通行に対する指導について、どのようにしたらよろしいかということでお尋ねをいたしました。特に、町内の児童・生徒への指導について、具体的にどの地区、あるいはどの区域がということ指導をしていったらいいかということでもあります。その前提といたしましては、今回の道路交通法の改正に伴いまして、自転車は軽車両として位置づけられまして、歩道と車道の区分のあるところは車道の左側を通行するというのが原則になっておりますし、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除いては、路側帯を通行することとするというようなことがあります、地域においての歩道通行を今まで行ってきたおりましたが、そういった中で具体的にどの区域、どの地域ということをお尋ねしたところでありますが、地域交通課長のほうでは、町内では具体的に自転車通行が区分されている歩道というのが7カ所あるんでありますが、そういった中ではそういったところは当然歩道の自転車通行部分を指定されているところを通行することは当然であります、この通行区分のないところがほとんどでありますので、そういうところでは原則的には道路の左側を通行する。もしくは、歩道を通行しても歩行者の安全を確保しながら、ひいてはスピードを緩めて歩行者を保護しながら通行するんだということを原則としてやってくれということでありました。

そういったところの具体的な場所、この区域、この地域をどうするということですが、私どものほうとしても前段、6月の道路交通法の施行に伴うことがありましたので、宮園の44号線沿いの歩道の関係がありますが、国道沿いでもあります。この部分の通行については、歩道と路側帯というふうになっておりまして、一般的には今まで国道の歩道を自転車が通行しておりまして、そういったところがあった状態で、警察のほうにも町と協力をしまして、特に著しく交通安全を確保するために必要な場所としては、この道路については歩道の自転車通行を認めていただけないかという申し入れをしておりまして、今回はそういった中で6月以降の改正に伴う中でも、歩道の通行については厚岸警察署としては容認する考えであるということをしていただきました。

加えて、町内の歩道の通行についても、44号線ほど交通量とかはないんでありますが、小学生等々への指導についても、どの場所がどうの、この場所がこうのという説明をするよりも、今までどおり歩道を通行していてもいいんでありますが、何せいかんせん歩行者の安全を守ることだけは、自転車を運転する子供にあっても当然のことです。ありますから、配慮した通行をしていただきたいということでもあります。

特に、今回の改正では6歳以上13歳未満の者と70歳以上の自転車の運転をする場合の通行、さらには障害のある方の通行については、歩道の通行ができるという規定であります、そういった中で今回の厚岸警察署の対応としては、今までどおり歩道の通行について容認をしていくけれども、前段言いましたとおり自転車運転者の注意義務、自転車の安全運転の義務については最大限、教育委員会のほうも指導していただきたいということでありまして、この内容については今回学校のほうとしても、春から新しい新入

生等々を迎えて、春の交通安全の指導を行っておりまして、それぞれの学校でもそういった内容で指導をしているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 私のほうからは、町として交通安全の担当をしております町民課として、今の関連でお答えさせていただきます。

まず、冒頭に受けました3月議会の後、今、教育委員会の管理課長のほうから申し上げておりましたが、大体おおむねそのような状況でございますが、一番先に手をつけたのは、言っておりました44号線のお寺の下の歩道についての自転車通行、これにつきまして警察署と相談し、おおむね今、管理課長の言ったように今までどおり容認するという中で、あと公安委員会のほうへ申し出ていただくと。

ただ、この標識については、いろいろな制約があるものですから、かなり難しいハードルであることは確かでございますが、一応申し入れると。その後、教育委員会と相談しまして、そのような場所が学校ごとの通学路も含めましてあるかどうかということは、教育委員会のほうも今取り組んでいただいているところであります。

なおかつ、6月以降の交通安全教室なんですけれども、教育委員会の管理課長も申し上げましたとおり、大体のところは済んでございますが、2校ほどまだこれからという部分もあります。この安全教室につきましては、指導は厚岸警察署が基本となってやっただくと。その中で、町民課、それから交通安全推進委員会のほうも参加する中で、本改正に伴うことを中心に今回は指導をしているという状況であります。

まだ今後も、実はこの改正の中で私ども一番重くとらえていますのは、歩道の走行が小学校においてはできるようになった。それから、一部先ほど言いましたように容認していただく部分もあると。ただ、前の3月のときも申し上げましたけれども、基本的には歩道は歩行者のためだということでもありますので、徐行が原則。それから、人がいる場合は危険を感じさせることなく通行できるような走行をします。それから、危険を感じたら下りて押していただくというようなことを実践的に何とか指導していければという方向で、今現在はその手法も含めて警察と協議する手はずとなっているところでございます。

●委員長（竹田委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 今、補足的に町民課長のほうからもあったので、よくわかりましたが、教育委員会としては今の具体的な話では、お宮の下のところの国道44号の歩道、あそこのビュンビュン車飛ばしてくるところを原則どおり軽車両なんだから、車道の左側を走りなさいといったら、これは自転車たまったもんじゃないですからね、これについてはやはり児童・生徒の安全ということを考えると、いわゆる特例的なものを認めてもらわなければ、これはどうにもならないということで、それに手を打ったというのはわかりました。

しかし、それ以外のところも、すべて歩道を走っていいですよと、今までどおり走っていいですよということになるのかどうか、今のこの道路交通法からいって。今までは、何か法律は法律、指導は指導で、車道を走っちゃいけない、歩道を走りなさいというような指導をやっていたわけですよ。一般の我々も、何か常識として、自転車は歩道を走るものだというような妙な常識があったわけです。

ところが、現実の中では、厚岸ではないのはありがたいんだけど、自転車が歩行者を引いてしまう、死亡事故を起こすというようなものがポンポン起きてきて、それで今回こういうようにはっきりさせたと思うんです。

ですから、そういうことが背景にありますから、やはり13歳以下の普通自転車の運転者は、確かに歩道を通ることは許されると言っているけれども、これは特例として許されているわけですから、今までと同じようにというような言い方は非常に誤解を招くおそれがある。

今、教育委員会のほうでの答弁の中で、今回法律が変わって軽車両は車道をというふうに聞こえるような言い方だけれども、それは本意ではないと思う。今までも、車道しか走れなかったんですからね。そういうことをきちんと行って、そして特にお年寄りなんかは歩道を歩いているときに、これを児童・生徒、あるいは大人でもそうなんですが、自転車でもって歩道を走っている人が引っかけてしまうというような事故がないように、そのためにどうするかということでは、これは徹底した指導をしてほしいんですよ。

それで、教育委員会としては、今学期に入ってからどういう指導を、警察が入っての運転教室のほかにもやっているのか、各学校が。それについて調査していますか。そして、どういう実を上げているかということについて調査していますか。どうも、今までどおりという言葉が、まさにそのとおりで変わっていないんですね、状況が。相変わらず、2列、3列の並列走行が見えたり、それから随分の風を切るような勢いで歩道を走っていくものが見えたりしています。非常に危ないと思うんです。

それから、教育委員会からちょっと余計なところに膨らんで申しわけないが、自転車ということであると、13歳以下という話を別にしていいですよと、今そういうふうに結構自転車で事故が起きているから、警察も今までのように警告だけでは済まさないという態度をはっきりさせてきているようです。厚岸警察署がそうだという意味ではありませんけれども。

そうすると、そのときに自転車には交通反則金制度がないです。したがって、ここでもって交通違反でもって切符を切られると、いわゆる赤切符なんですよ。即罰金、もしくは科料かな、科料はとが料のほうです、過ち料のほうではありません。したがって、行政罰ではなくて刑事罰です。前科がつきます、これは。ということも、やはりきちんと皆さんには教えていく必要があると思うんです。

逆にいうと、自動車には交通反則金制度があって、そういう前科にならない、行政罰で終わる。それなのに、自転車でもって切符切ってしまうということ、即、略式裁判のほうにいつてしまうということで、どうも均衡がとれないから、警察はなかなか警告以上のことはできなかった。できないということが、何自転車で交通違反やったら、警告で終わるんだというような妙な常識を世の中につくってしまった。これではよくないというようなことがあるそうですから、そういうことも含めて学校はもちろんのこと、そ

れから一般社会人に対しても、きちんとした周知をしていただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 前段にありました教育委員会として学校に対してどのような指導を行っているかということですが、このたび6月に入りましたから、4月、5月、それぞれ学校のほうで春の自転車等の交通についての学校ごとの教室を開いていることを中心に調査をさせていただきました。自転車の道路交通法の改正に伴う周知をどのように行っているかとか、歩道の自転車通行に対する指導についてどのように行っているかということと、13歳以下のヘルメットの着用について義務づけをされているが、どのように指導しているかということについて、各学校の調査を行っております。

なお、それぞれの学校で、先ほども言いましたとおり、何らかの形での指導をとり行っておりますが、今考えているのは教育委員会、この後もさらに交通会議等々開いておりますので、徹底した指導の確認を行っていきたいと同時に、町民課とも相談しているんでありますが、毎月1日、15日の交通安全指導ということで、朝の学校付近の横断歩道等についての安全指導はとり行っておりますが、下校時の例えば自転車で下校される児童・生徒への指導について、現実には外で指導しているということは今まで行っておりませんが、これから夏休みに入る前に、それぞれ夏休みに入りますと、また家庭での自転車の利用もふえるわけでありますから、そういったことも考えて各学校の前で指導しなければならないなということについては、相談しながら実施をしたいというふうに思っていますので、それらについても学校等の協力を得ながら対応をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 私のほうからは、児童も含めましてお年寄りの関係もございします。全般的な交通指導の部分についてお答えいたしますが、まず学校の指導につきましては、先ほども言いましたけれども、警察、それから交通安全推進委員会、指導員も含めまして、実は今、管理課長が言いましたように指導のあり方も変えていかなければならないというふうに考えてございます。定期的にはやっていますが、実のところやはり歩道の走行が目に見えてよくなったとかということが実際確認できていない状況の中では、そこには指導の問題は確かにあるんだというふうにとらえまして、どのような指導がいいのか、これは指導員、警察、それから教育委員会とも協議する中で、どのような方策がいいのかということで今現在進めようとしてございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それと、質問者もおっしゃるとおり、自転車に対しては交通反則通告制度というものはございません。それが実は警察も何といたしますか、悩んでいるという部分でございします。実はおっしゃるとおり、例えば自転車の2人乗りを検挙するということになれば、

すぐ刑事訴訟の制度で前科のつく、そういうような対応しか実はない。ただ、スピード違反した車が反則金で済むのにバランスが悪過ぎるという中では、今おっしゃるように警告で済ましているのが現状でございます。

ただ、この制度のあり方も実は問題があるかと思います。2人乗りにしても、警察が警告して、今年あたりは6月1日から1週間ほど、それこそ中学生を中心に指導を行ったそうです。イエローカードも渡したそうです。ただ、それが警察が見えなくなったら、またすぐ2人乗りする。このような状況は、やはり警告なんだと、もうそれ以上はないんだというふうに甘く見ているという部分が実はありまして、ただそれだからといって罰則を強化するとか、そういうことではなくても、ただ一定の考え方の方向転換はする必要があるのではないかということは、警察に対しても我々も相談していきたいなというふうに考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

5番、中川委員。

●中川委員 私から、今13番の室崎委員が自転車通学の件で議論をしていましたので、私もちょっとその関係で質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

●委員長（竹田委員） はい。

●中川委員 教育長、昨日私の下手な質問、シカの関係で質問させていただきました。お聞きしていたと思うんですけれども、質問が下手で私の意図するところを理事者からうまく答弁をいただけなかったんですけれども、今この自転車通学で、昨日も私、教育長のほうに向けて質問すればよかったんですけれども、今自転車通学の話が出ましたんですけれども、私も昨日交通安全の関係でも言いましたし、それから本州のほうでイノシシが自転車を追ったり、倒したり、けがをさせているという話も私新聞やら等々で見たり聞いたりしていますもので、その話も昨日一般質問でも申し上げましたが、今自転車通学で教育委員会は私が昨日質問したシカの対応は、もう全然考えられていないんでしょうか。昨日は私、学校関係のほうでも質問すればよかったんですけれども、今言うようにそっちまで自分の能力が回らなかったものですから、機会があったら教育長に子供たちの関係で聞こうかなと思いましたが、今、室崎委員のほうから自転車通学の話が出てきましたので、私も今質問させていただいているんですけれども、結局あれですか、今いろいろ話聞いたら、公安委員会だとか、警察がいろいろ指導してくれるんだと。

そうすると、私の悪い頭で解釈しますと、シカの問題はもしあれば、警察なり公安委員会が学校へ行ったり、帰りに子供たちを管理してというか、やってくれるんですか。私は、そこまで含めて昨日質問したつもりなんですけれども、結局昨日の課長は朝早く、そして夜遅く町の中にシカが出てきますという話ですけれども、先ほど谷口委員もシカのことでも質問してくれましたけれども、有明なんかはすごいんですよ。私も、仕事の関係で有明へ行っていますけれども、もう本当に束というか、かなりの頭数でいます。あれは愛冠のほうから下がってくるんでしょうけれども、かなりいます。

だから、これを私心配しているんですよ。教育委員会の最高責任者として、通学路の関係、今何か管理課長は自転車は左側通るんですよと、シカは右通ってくださいねと言ってわかってくれば、余り交通事故、そういうものないんでしょうけれども、これを私1つ心配している要素なんですけれども、私が心配することだけで委員会側としては、今何か自転車通学を進める、やらせるんだという室崎委員の質問で答弁されていますから、これは全然考えていませんか、その辺答弁願います。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） ただいま、特に本町側のほうでのシカが多いという昨日のお話でしたけれども、実は厚岸小学校、厚岸中学校については自転車通学を認めていないんですよ。ご存じのとおり、スクールバス対応で遠くのほうは対応していますので、奔渡町、こちら側のほうについては徒歩による通学しかないということです。シカが向かってくるといことは今までないかなというふうには思いますので、交通事故については想定してはいなかった状況であります。

●委員長（竹田委員） 5番、中川委員。

●中川委員 今、ちょっと私の勉強不足で、本町側はスクールバスでやっておるということで、本当に勉強不足で申しわけないと思うんですけれども、若干うちの中学校のなっていて、歩いている子供が結構いるんですよ、歩いて来るんですよ。だから、そういう子供たち、自転車は許していないのかもしれないけれども、そういう心配を委員会としてお持ちになっていないのかなという、自転車はわかりましたけれども、そういう子供たち、反面ないのかなと、なければいいんですよ。

だから、昨日も言ったようにあってから、こうすればよかった、ああすればよかったといっても、もう遅いものですから、私先々こう何か言うようで本当に申しわけないんですけれども、そういう対応を考えていないか、これからも考えられないかなんですけれども、よろしくお願いします。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後4時28分休憩

午後4時28分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。
教育長。

●教育長（富澤教育長） 実はですね、私自身も梅香町に住んでいるわけなんですけれども、ある日帰ったら、うちの横の庭に10頭近くいるというような状況があって、非常に物珍

しいのもあって、近所の奥さんたちが見に来ていたりというふうな状況もあります。

ただ、野生動物ですから、確かに変に刺激して危険に感じれば、例えば向かってくる可能性もないこともないかもしれません。ですから、交通安全というよりは、通学する中で確かに山だけでなく、道まで下りてきている状況もありますので、今までちょっとそこまで気がつきませんでしたけれども、シカがいる中では変に刺激をして、向かってくるようなことのないようにというふうな注意は喚起したほうがいいのかなというふうに思っていますので、その点については校長会通じて周知したいと思います。

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

なければ、3項中学校費、2目学校管理費。

5項社会教育費、6目情報館運営費。

9番、菊池委員。

●菊池委員 情報館の工事請負費、内容をちょっと教えてください。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（佐田課長） 情報館の工事請負費について、内容をご説明いたしたいというふうに思います。

情報館の整備事業なんですけど、今回、情報館の木製のサッシの部分、それから情報館に入る手前の玄関アプローチにあるルーバーというんですが、そのルーバーが腐食してきているということがありまして、今回窓枠のところの腐食と、それからルーバーの腐食。ルーバーというのは、情報館に入るところに一体になっているんですが、日除けの部分なんですけど、その部分がちょっと腐食してまして、一体としたものの塗装工事ということで今回上げさせていただいているところでございます。

●委員長（竹田委員） 9番、菊池委員。

●菊池委員 内容についてはわかりました。

ちょっとここで、情報館でございますので、情報館の前広場について伺いたしますが、天候のよい日の暖かい時期にはさわやかな公園が、体育の広場があるんですけれども、あそこでは社明運動パレードの出発地点とか、いろいろと利用されておりますけれども、手入れなどはしているんでしょうか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 広場の管理のほうにつきましては、商工のほうで行っておりますので、私のほうからお答えしたいと思います。

手入れという部分でございますけれども、トイレ清掃等については業務委託という形で行っておりますし、いわゆる草刈りでございますけれども、これらは私どもの原課の

ほうで直営によりまして草刈り等を行っているという状況でございます。

先般も、全体的な部分の草刈りを終えておりまして、今はきれいな状態になっているというふうに思っております。

●委員長（竹田委員） 9番、菊池委員。

●菊池委員 あの場所は旧役場跡地でございます、歴史ある場所でございますが、町民にもう少しPRして、フリーマーケットなどできるような活用をPRしていったほしいなと思うんですけれども、少し活性化が欲しいというように思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 9番委員さんおっしゃるとおりでございます、目的はそういうところにありまして、できた当時から、いわゆる商工会であるとか、商業団体のほうであるとか、そういったところに呼びかけまして、そのいわゆる利活用という部分の促進という部分については、こちらのほうからも働きかけを行ってきているわけなんですけれども、なかなかそれが実行に結びついてきていないという状況に相なっております。

今、フリーマーケット、情報館との連携の事業の中で、フリーマーケット等で活用されているということがあるわけでございますけれども、私どものほうとしても少しでもあの施設、利用させていただきたいという気持ちを持ってございます。また機会をとらえながら、そういった活用という部分については促してまいりたいと、このように考えております。

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

なければ、以上で歳出を終わります。

次に、3ページをお開きください。

第2条、債務負担行為の補正です。総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（竹田委員） 次に、議案第62号 平成20年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページ、歳入から進めます。進め方は、款項目によって進めます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金、ございませんか。

6款諸収入、2項1目雑入、ございませんか。

なければ歳入を終わります。

次に、歳出に入ります。

6ページ、1款下水道費、2項下水道事業費、1目公共下水道事業費、ございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 以上で歳出を終わります。

総体的にございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（竹田委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（竹田委員） 以上、各会計補正予算審査特別委員会に付託された補正予算2件の審査は全部終了しました。

よって、平成20年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後4時37分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成20年6月19日

平成20年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長